

令和3年度厚生労働行政推進調査事業費補助金（地域医療基盤開発推進研究事業）

研究課題：地域医療構想を見据えた救急医療提供体制の構築に関する研究

研究代表者 小井土雄一（独立行政法人国立病院機構本部DMA T事務局）

救急救命士と救急救命処置に関する研究

救急救命士の有資格者に対する需要に関する研究

分担研究者 田邊晴山（救急救命東京研修所）

## 研究要旨

### （背景）

「救急救命士」とは、医師の指示の下、重度傷病者に対して救急救命処置を行うことを業とする者をいう。これまでその業務の場は、救急救命士法の規定により「病院若しくは診療所に搬送されるまでの間」、つまり病院前に限られており医療機関内においては許されていなかった。しかし、2021年の救急救命士法改正により、「病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」、すなわち医療機関内でもその業務が可能となった。これにより、医療機関に雇用される救急救命士も増加すると想定されるが、医療機関等が救急救命士の資格者に対してどのような業務をどのような条件で求めているのかは明らかになっていない。

### （目的）

救急救命士の有資格者に対して、どのような業務の需要があるのか、さらには、どのような雇用条件なのかについて明らかにする。

### （方法）

#### （1）救急救命士資格保持者の需要調査

大手求人情報サイトにおける公開されている救急救命士資格保持者に対する求人情報を100件調査した。求人主、主な就業場所、主な業務内容、ドクターカー・救急車などの関連業務、正規・非正規等の雇用形態、基本給、救急救命士の資格手当について抽出し分類した。

#### （2）雇用条件調査

国立、地方自治体立、公的、民間の医療機関における救急救命士の給与体系についてサンプリング調査を行った。

### （結果）

救急救命士の雇用を希望する雇用主：医療機関が最も多く、82件（82%）を占めた。うち病院が64件、診療所が18件であった。就業場所：病院内を主な就業場所としている求人が65件（65%）あり、うち救急外来を主な業務の場所としているのが50件あった。業務内容：医師・看護師等の業務の補助70件（70%）、患者搬送（9）、看護助手（3）、その他医師・看護師等の業務の補助以外の医療施設内業務（6）、高齢者施設での急変時対応（1）、講義等（3）、救急業務（1）などがあった。ドクターカー、救急車、訪問診療の車両などの管理、運転などを求めている求人が58件（58%）あった。雇用条件：医療機関において、その医療機関の設立母体のいかにかわらず（国立、地方自治体立、公的、大学病院、民間）、臨床検査技師、理学療法士、放射線技師と同様の給与に関する雇用条件で雇用されていることがわかった。

### （結論）

救急救命士の有資格者に対して、どのような業務の需要があるのか、どのような雇用条件なのかについて明らかにした。

救急救命士に対する医療機関による求人の割合が高いことがわかった。

## A. 背景・目的

### （背景）

「救急救命士」とは、医師の指示の下、重度傷病者に対して救急救命処置を行うことを業とする者をいう。これまでその業務の場所は、救急救命士法の規定により「病院若しくは診療所に搬送されるまでの間」、つまり病院前に限られており医療機関内においては許されていなかった。しかし、2021年の救急救命士法改正により、「病院若しくは診療所に到着し当該病

院若しくは診療所に入院するまでの間」、すなわち医療機関内でもその業務が可能となった。これにより、医療機関に雇用される救急救命士も増加すると想定されるが、医療機関等が救急救命士の資格者に対してどのような業務をどのような条件で求めているのかは明らかになっていない。

### （目的）

救急救命士の有資格者に対して、どのような業務の需要があるのか、さらには、どのような雇用条件

なのかについて明らかにする。

## B. 研究方法

### (1) 救急救命士資格保持者の需要調査

大手求人情報サイトにおける公開されている救急救命士資格保持者に対する求人情報を調査、分析した。大手求人サイト複数社における求人情報について、重複を排除した 100 件の求人情報（2022 年 3 月 1 日～）を調査した。

求人情報から、求人主、主な就業場所、主な業務内容、ドクターカー・救急車などの関連業務、正規・非正規等の雇用形態、基本給、救急救命士の資格手当について抽出し分類した。

### (2) 雇用条件調査

国立、地方自治体立、公的、民間の医療機関における救急救命士の給与体系についてサンプリング調査を行った。

## C. 研究結果

### (1) 救急救命士資格保持者の需要調査

#### ア 求人主

救急救命士の雇用を希望する雇用主の状況を表 1 に示す。医療機関が最も多く、82 件(82%)を占めた。うち病院が 64 件、診療所が 18 件であった。その他に、民間救急搬送事業者(8)、救急救命士を要請する専門学校(3)、民間企業(2)、派遣業者(2)、訪問看護ステーション(1)、高齢者施設(1)、消防機関(1)が救急救命士の資格者の求人を行っていた。

#### イ 就業場所

求人情報の記載内容から、就業場所を分類した(表 2)。就業場所についての記載が複数ある場合は、記載内容から主な就業場所を 1 か所選択した。

病院内を主な就業場所としている求人が 65 件(65%)あり、うち救急外来を主な業務の場所としているのが 50 件あった。他は、一般内科外来(2)、病棟(2)、手術室(2)、指定がないもの(9)があった。

診療所の多くは、訪問診療での業務を求めている(16/18)。

その他に、民間救急事業所(8)、救急救命士教育

施設(3)、訪問看護ステーション(1)、高齢者介護施設(1)、消防署(1)などがあった。

#### ウ 業務内容

業務内容としては、医師・看護師等の業務の補助 70 件(70%)、患者搬送(9)、看護助手(3)、その他医師・看護師等の業務の補助以外の医療施設内業務(6)、高齢者施設での急変時対応(1)、講義等(3)、救急業務(1)などがあった(表 3)。

#### エ ドクターカー、救急車等関連業務

ドクターカー、救急車、訪問診療の車両などの管理、運転などを求めている求人が 58 件(58%)あった(表 4)。うち、ドクターカーの運転、管理を業務として挙げていたものが 13 件あり、多くが救命救急センターを設置している医療機関の求人であった。救急車の運転、管理を求めているが 22 件あった。診療所の求人の多く(17/18)が、訪問診療での運転業務を求めている。

#### オ 雇用形態の状況

正規雇用での求人が 87 件(87%)であり、非正規雇用の中では、フルタイム、パート、業務委託、契約社員などの雇用形態があった(表 5)。

#### カ 基本給の状況

基本給の記載があった求人において、その平均は 195,133 円であった(最高値 250,000、最低値 139,000、中央値 193,750、手当込みの給与を示めていた場合は除外)。

救急救命士の資格手当については、28 件(28%で確認でき、平均値は 14,869 円(最高値 30,000、最低値 3,586、中央値 10,000)であった。

### (2) 雇用条件調査

医療機関における救急救命士の給与体系の、他の医療資格との相対についてサンプリング調査を行った。

#### ア 国立研究開発法人〇〇センター

「医療職(Ⅱ)」の給与体系として、薬剤師、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、栄養士、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、歯科衛生士、歯科技工士、あん摩マッサージ指圧

師、心理療法士、救急救命士、胚培養士と同じ体系であった。

#### イ 地方独立行政法人〇〇市立病院

「医療職（Ⅱ）」の給与体系として、薬剤師、管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床心理士、救急救命士、歯科衛生士及び歯科技工士と同じ体系であった。

#### ウ 公的医療機関

「医療職（Ⅱ）」の給与体系として、臨床検査技師、理学療法士、放射線技師と同じ体系であった。グループ内の医療機関は同条件で統一されていた。

#### エ 私立大学病院（東京都）

「技術職（一）」の給与体系として、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同じ体系であった。

（技術職（二）には、准看護師・柔道整復師・マッサージ師、栄養士・介護福祉士などが該当）

#### オ 民間医療機関（福井県）

「技術職（一）」の給与体系として、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士と同じ体系であった。

## D. 考察

### （雇用主の状況）

救急救命士の有資格者に対する求人の8割が医療機関によるものであった。2021年10月の改正救急救命士法の施行により、救急医療機関の救急外来等においても業務の実施が可能となったことにより、医療機関での救急救命士の有資格者に対する需要が高まったと考えられる。

ただし、法改正の前から医療機関による救急救命士の雇用は行われており、法改正の影響を厳密に調査するには、法改正前の求人情報との比較が必要となる。

### （業務の場所）

病院内を主な就業場所としている求人が65件（65%）であり、うち救急外来を主な業務の場所

としているのが50件であった。救急救命士は、「病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間」の業務が可能とされていることが反映されていると考えられる。

診療所の多くは、訪問診療での業務を求めている。業務の内容として、救急救命処置以外の救急救命士の知識を生かした業務や、訪問先などへの訪問診療車の運転が求められていた。

### （業務内容）

業務内容としては、医師・看護師等の業務の補助、患者搬送、看護助手、その他の医師・看護師等の業務の補助以外の医療施設内業務などが挙げられていた。業務の場所が救急外来でありながら、業務内容が看護助手やその他の医師・看護師等の業務の補助以外の医療施設内業務であった求人もあった。これらは救急救命士法の改正の内容が反映していないと考えられた。

### （ドクターカー、救急車等関連業務）

医療機関による求人において、救急救命士にドクターカーや救急車の運転、運行管理を求めているものが多かった。救急救命士は従来、搬送途上の医療を担っており、また消防機関の救急車内を主な業務場所としていたため、自動車の運転や患者搬送などの業務が期待されるのであろう。

### （雇用条件）

救急救命士は、医療機関において、その医療機関の設立母体（国立、地方自治体立、公的、大学病院、民間）のいかんにかかわらず、臨床検査技師、理学療法士、放射線技師と同様の給与に関する雇用条件で雇用されていることがわかった。ただし、調査対象が設立母体ごとに1件のサンプル調査であることにこの調査の限界がある。

救急救命士は、先に述べた通り救急救命士法の改正により、救急救命士の医療機関での業務が可能になったことにより救急救命士への求人が増加したと考えられるが、これにより救急救命士の雇用条件がどのように変化したかについては法改正前後の比較が必要となる。しかし、今回の調査では法改正前の情報を得ることはできなかった。

## **E. 結論**

救急救命士の有資格者に対して、どのような業務の需要があるのか、どのような雇用条件なのかについて明らかにした。

救急救命士に対する医療機関による求人割合が高いことがわかった。

## **F. 研究発表**

なし

## **G. 知的所有権**

なし

## **H. その他**